

年金は高齢者の老後の安心を支える制度です。年金制度を将来にわたって引き継いでいくため、働き方の多様化、高齢期の長期化などの社会経済情勢の変化に対応した制度の見直しや、日本年金機構と連携した年金制度の適切な運営に取り組んでいます。

部局の所掌分野

公的年金

公的年金は、現役世代が支払った保険料をその時点の高齢者の年金給付に充てる「世代間の支え合い」の仕組みです。また、病気やけがで一定の障害を負った場合や、家計の支え手が亡くなった場合には、ご本人やご遺族に年金が支給されます。

私的年金（個人年金・企業年金）

私的年金は、公的年金と組み合わせ、多様なニーズに対応し、より豊かな老後生活を送ることを支援する仕組みです。代表的なものには、個人型確定拠出年金（iDeCo）、企業型確定拠出年金（企業型 DC）や確定給付企業年金（DB）があります。

年金積立金の運用

約 278 兆円（2025 年 9 月末現在）の年金積立金は、保険料の上昇を抑制しつつ、将来の年金給付の大切な財源となります。この年金積立金の運用は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）において、専ら被保険者の利益のため、長期的に利益を確保する観点から安全かつ効率的に行われています。

社会保障協定

グローバル化が進行する中、海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人が増加しています。日本と外国の年金制度等の保険料の二重払いを防ぐとともに、将来の年金受給資格を確保することなどを目的として、社会保障協定の締結を進めています。

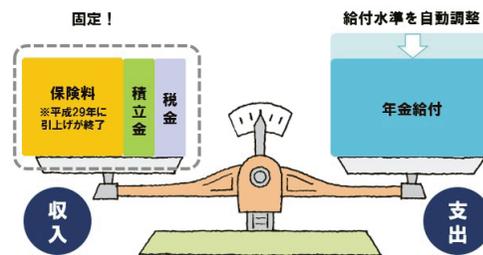
公的年金の運営

国民から信頼される公的年金制度の運営のために、保険適用、保険料の徴収、記録の管理、年金の給付等の年金実務を日本年金機構とともに進めています。

社会保険としての公的年金

公的年金制度は、長生きリスクや障害を負うリスクなど国民全員に共通するリスクに備え、個人の負担に応じた個人に対する給付を行うのと同時に、個人の負担を通して、社会全体で支え合う仕組みです。厚生労働省では、急速に少子高齢化が進む中で、制度の「持続可能性」を向上させつつ、「給付の十分性」も確保するという難しい課題に取り組んでいます。2004 年には、年金制度の持続可能性を確保し、将来の年金水準を維持するための改革を行い、保険料を段階的に引き上げつつ（2017 年に上限を固定）、その財源の範囲内で給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」という仕組みを導入しました。現在は、この仕組みのもとで、所得再分配機能をいかに強化していくかという課題に取り組んでいます。

100年間で収支のバランスを確保



信頼される公的年金制度の運営

日本年金機構と連携し、保険適用、保険料徴収、年金記録の管理、年金給付、各種相談等の業務を正確、確実かつ迅速に行うよう取り組んでいます。さらに、国民の皆様利便性を向上すべく、老齢年金の請求の電子申請を可能としたり、保険料をスマートフォンから支払可能としたりするなど、サービスのオンライン化を推進しています。また、年金制度への加入状況、保険料の納付状況などの年金記録の確認、将来の年金見込額の試算等がオンラインでいつでもできる「ねんきんネット」の普及推進等を通じて、国民に信頼される公的年金制度の運営に取り組んでいます。

多様な老後のニーズに応える

公的年金に上乗せして、老後の生活を支える制度として私的年金（個人年金・企業年金）があります。これまで、多様化する老後のニーズに対応するよう、制度の改正を行ってきました。

私的年金は、掛金や運用益に税制優遇があるため、老後だけでなく現役時代もメリットを享受できる制度です。また、iDeCo などの確定拠出年金制度では、個人が資金を積み立てて運用し、老後への備えを形成することができます。制度の認知度向上や手続きの煩雑さの解消を進め、幅広く活用いただけるように、また、老後に向けた資産形成の更なる環境整備を行うため、引き続き制度の改革に取り組んでいきます。



iDeCo 普及推進キャラクター「イデコちゃん」

Hot Topics

年金広報

年金局では、大学生の皆さまと年金局職員が年金について語り合う「学生との年金対話集会」を各地の大学で開催しています。2024 年度は全国の大学・大学院で 19 回実施しました。この取組は、大学生の皆さまと年金局職員と一緒に年金について語り合うことにより、年金制度を理解していただくこと、ご自身の年金について一緒に考えていただくこと及び学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かすことを目的とするものです。その他、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できる「公的年金シミュレーター」を通じた年金広報にも力を入れています。



「年収の壁」への対応

人手不足への対応が急務となる中で、働く方が希望に応じて働くことができるよう、いわゆる社会保険の「年収の壁」への対応を行っています。2025 年 6 月に成立した年金制度改正法による被用者保険の更なる適用拡大を進めていくことにより、より多くの方が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境を整備していきます。



マンガで読む公的年金制度